

訪問型サービスA事業重要事項説明書

【阿蘇市介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業】

当事業所は利用者に対して指定訪問型サービスA事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者(法人)の概要

名称・法人の種別	社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 松嶋 和子
所在地 連絡先	熊本県阿蘇市内牧976番地2 電話32-1127 FAX32-4940
設立年月日	平成17年2月11日

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び管理者

事業所名	ヘルパーステーションあそ
所在地 連絡先	熊本県阿蘇市内牧976番地2 電話32-1188 FAX32-4940
事業所番号	熊本県4371400039号
管理者氏名	吉良 清美
指定年月日	平成18年4月1日

(2) 事業の目的

要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問型サービスA事業（以下「指定訪問A事業」という。）を提供します。

(3) 当事業所の運営方針

要支援状態にある高齢者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄等の身体介護及び掃除、洗濯等の家事援助その他生活全般にわたる援助を行います。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業の実施地域 阿蘇市内の区域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜から金曜日までとする（振替休日制）
営業時間	8:30～17:15（相談により特別な需要の対応可）

4 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問A事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従 事 者	常 勤	非 常 勤	常 勤 換 算	備 考
管 理 者 サービス提供・訪問介護員	1	0	1	
サービス提供・訪問介護員	4	0	4	
訪問介護員	12	5	12.5	

※常勤換算：職員それぞれの週の勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

利用者のご自宅に出向き、身体介護・生活援助に関すること、その他生活全般にわたる相談及び助言に関すること。

（1）提供するサービスの内容について

サ ー ビ ス 区 分	サ ー ビ ス の 内 容
身 体 介 護	入浴・排泄・食事介助等の直接介護を行います。
生 活 援 助	調理・洗濯・掃除・買い物等の生活支援を行います。

（2）従事者の禁止行為

サービスの提供に当たって、次の行為は行えません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食物の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（窓掃除、庭掃除、草狩り等）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑦ 利用者又は家族に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（3）提供するサービスの利用料、利用者負担額について

利用料の額は、阿蘇市介護予防・日常生活支援総合事業を基準とし、当該指定訪問A事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の額とします。

サービス区分	利用料 (1回あたり)	利用者 負担額	算定基準目安
身体介護	2,870円	287円	週1回程度、月5回まで
	2,870円	287円	週2回程度、月10回まで
	2,870円	287円	週3回程度(要支援2のみ)
生活援助	1,790円	179円	要支援1は週2回まで
	1,790円	179円	要支援2は週3回まで

※別途、初回加算が初回月1回のみ、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)が22.4%サービス提供月に利用者負担額に上乗せされます。

(4) その他の費用について

キャンセル料	当日朝までの場合	キャンセル料は不要です。
	訪問時の場合(留守含)	利用負担額の100%を請求します。

※但し、訪問時に急な体調不良又は、訪問介護員の判断でサービスを中止する場合は、この限りではありません。

(5) 利用料金の支払いについて

当月の利用料等負担額は、翌月26日に指定口座から口座振替方式で支払いされます。

6 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められた以外の業務を事業者には依頼することはできません。
- (2) 指定訪問A事業の実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は当該サービスの提供にあたって利用者の事情・意向を十分に配慮するものとします。
- (3) 指定訪問A事業の実施にあたり必要な備品等(電気・水道・ガスを含む)は無償で使用いたします。
- (4) 指定訪問A事業の実施にあたり複数の介護職員が交代してサービスを提供します。

7 虐待の防止

利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、必要な措置を講じます。

8 苦情の受付

(1) 苦情の受付

苦情受付窓口	在宅支援課長 佐藤 福美
	受付時間 毎週月曜～金曜、8時30分～17時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

阿蘇市社会福祉協議会	利用時間	月曜日から金曜日まで 8時30分～17時15分
	利用方法	電話 32-1127 場所 阿蘇市保健福祉センター（内牧）
阿蘇市役所ほけん課 介護保険係	利用時間	月曜日から金曜日まで 8時30分～17時15分
	利用方法	電話 0967-22-3145 場所 阿蘇市役所ほけん課（宮地）
国民健康保険団体連合会	利用時間	月曜日から金曜日まで 8時30分～17時00分
	利用方法	電話 096-214-1101 場所 国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情（相談）窓口
熊本県社会福祉協議会	利用時間	月曜日から金曜日まで 9時00～17時00分
	利用方法	電話 096-324-5471 場所 福祉サービス運営適正化委員会 県総合福祉センター5階

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医に連絡し必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

令和 年 月 日

指定訪問A事業のサービス提供開始にあたり、本書面井に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 ヘルパーステーションあそ

説明者職名 サービス提供責任者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 阿蘇市

氏名

印